

令和7年度の課税証明書などの取得に コンビニ交付を利用しませんか

●取得できる場所

- ◇全国のコンビニエンスストア
(証明書を発行できるマルチコピー機が設置された店舗)

●コンビニ交付を利用できる時間

- ◇午前6時半～午後11時
- ※保守点検日を除く

●コンビニ交付手数料 250円

●コンビニで取得できる証明書など

- ◇住民票の写し
- ◇印鑑登録証明書
- ◇課税・非課税証明書／所得証明書 (現年分のみ)

●取得に必要なもの

- ◇マイナンバーカード
- ◇暗証番号(数字4桁)

※市役所と各コミュニティセンターでは、引き続き、しょうめい君を利用できます。

●しょうめい君手数料

- マイナンバーカード用 250円
- 市民カード用 300円

●使い方がるマイナンバーカード

- ◇健康保険証として使える
- ◇運転免許証として使える
- ◇ふるさと納税ワンストップ特例申請ができる

- ◇民間のオンラインサービスで使える
- ◇e-Taxで確定申告ができる



市オンライン申請

※マイナンバーカード取得後に行える健康保険証と公金受取口座の登録・確認・変更などは、マイナポータルからできます。



マイナポータル

●問い合わせ先

デジタル推進課スマートシティ推進担当

☎(580)1807

ホットな

消費者 ニュース

269号



携帯電話料金に関するトラブル 契約内容をよく確認しましょう

相談事例

事例① 携帯電話ショップで機種変更をした。変更前はセットの契約で毎月1万円前後だった。機種変更して2カ月ほどしてから2万円近い請求金額になっていた。契約内容が分かる書類を持っておらず、なぜ高額になっているのかわからない。

事例② ショッピングセンターで声をかけられ、携帯電話を契約した。その後、業者から店舗に来てほしいと言われて、近隣の携帯電話ショップへ何度か行った。1カ月後、通帳を見て利用料金が高額なことに気づき、ショップへ行って利用明細書を出してもらおうと、説明を受けていないプランがついていた。

アドバイス

- ◆契約内容の中でも、特に料金が発生する内容を確認しましょう。
- ◆解約時にかかる料金や、割引サービスの内容も確認しましょう。

◆契約後にキャンセル・解約したいと思った場合は、すぐに携帯電話会社申し出てください。
不安に思ったり、トラブルになった場合は、消費生活センターへ相談してください。

●市消費生活相談(予約不要)

平日 午前9時半～正午・午後1時～4時半

市消費生活センター(市役所新館4階) ☎(580)1968

●消費者庁消費者ホットライン

土・日曜日、祝日
午前10時～午後4時

☎188(局番なし)

●問い合わせ先

生活安全課 ☎(580)1897